

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会 開催要領

1. 目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（以下「SHK 制度」という。）における算定方法は、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（以下「国家インベントリ」という。）の算定方法を踏まえて 2006 年に規定された。その後、国家インベントリの算定方法は毎年見直しが行われている一方で、SHK 制度については、制度開始以来ほとんど算定方法の見直しがされておらず、算定対象活動や排出係数が事業者の排出実態に必ずしも即したものになっていない可能性がある。

また、国際的な算定ルールの動向や 2050 年カーボンニュートラルに向けた様々な取組の促進等を踏まえ、SHK 制度の考え方・立ち位置を整理した上で、算定方法の見直しについても検討する必要性が生じている。

これらに対応するため、排出量の算定方法に知見を有する有識者で構成する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者・研究者からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (3) 座長は、委員の中から、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は、座長不在のときは、座長の職務を代理する。
- (5) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (6) 公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後 1 ヶ月以内を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局は、環境省地球温暖化対策課と経済産業省環境経済室の共同とし、会議の庶務は環境省地球温暖化対策課において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。